

## 県有林内への入林に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県有林への入林について必要な事項を定めるものとする。

### (入林届)

第2条 次の行為を目的として県有林に入林しようとする者は、入林の7日前までに管轄する地域振興局長又は支庁長（以下「振興局長等」という）に入林届を提出しなければならない。

(1) 調査、測量、車両通行（林道以外の道路）する場合や、その他振興局長等が必要と認める場合（第1号様式）

(2) 鳥獣の捕獲で入林する場合（第2号様式）

2 森林法や自然公園法その他関係法令に基づく許可が必要な行為を行う場合は、別途必要な手続を行うものとする。

### (入林届を要しない場合)

第3条 次の行為を目的として県有林に入林しようとする者は、入林届の提出を要しない。

(1) 貸付等に基づき入林するとき

(2) 県が発注する事業に基づき入林するとき

(3) 登山や釣り、散策を目的に入林するとき

(4) 日常生活のために県有林内の林道を利用するとき

(5) 県有林の素材・立木の生産・販売に際し、入札を予定している者が現物確認のために入林するとき

(6) 自然環境の保全や野生生物の保護などの目的で、県から巡視等の委嘱を受けた者が入林するとき

(7) 災害等のために緊急に入林する必要があるとき

(8) その他振興局長等が「入林届」の提出を要しないと判断したとき

### (内容確認)

第4条 振興局長等は、入林届に記載された入林の目的、内容等が県有林の管理上適当でないと認めた場合は、入林届を提出した者に対し入林届の変更を指示できる。

これに従わない場合、振興局長等は入林を認めないことができる。

2 振興局長等は、入林について認めた場合は、入林届に受付日を押印し、その写しを入林届の提出者へ送付するものとする。

3 第1項の「県有林の管理上適当でないと認めた場合」に該当する内容は以下のとおりとする。

- (1) 林地，立木，下層植生などを損傷する恐れがある場合
- (2) 公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 県の施策に反すると認める場合
- (4) 他の入林者の利用に支障を及ぼす場合
- (5) その他振興局長等が県有林の管理上適当でないと認めた場合

4 入林後に第3項に該当する事実が確認された場合，振興局長等は入林を取り消し，復旧に必要な措置を指示することができる。

(入林)

第5条 入林届の提出者は，入林する場合は前条第2項に定める入林届の写しを携帯するものとする。

2 入林の際は，「入林に際しての遵守事項」を遵守させること。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか，知事が必要と認めた事項については，別に定めることができる。

附 則

1 この要領は，令和6年4月1日から施行する。